

○岩国市こどもインフルエンザ予防接種費用補助金交付規則（案）

平成28年 7 月 21日 規則第63号

岩国市こどもインフルエンザ予防接種費用補助金交付規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、こどものインフルエンザの発病及び重症化並びにまん延化を防ぐため、こどものインフルエンザ予防接種（以下「予防接種」という。）に係る費用の一部を予算の範囲内で補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） こども 予防接種を受ける日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者で、生後 6 月から15歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にあるものをいう。

（2） 保護者 こどもの親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護するものをいう。

（3） 指定医療機関 本市と補助金の代理受領契約を締結した予防接種を行う病院又は診療所をいう。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、保護者とする。

（補助の対象となる予防接種費用）

第 4 条 補助の対象となる予防接種は、毎年度10月 1 日から 2 月末日までにインフルエンザ H A ワクチン又は経鼻弱毒生インフルエンザワクチンにより実施される予防接種に係る費用とする。

（補助金の額及び回数）

第 5 条 補助金の額は、1 会計年度につき次の表に定めるとおりとする。ただし、予防接種に係る費用が補助金の額に満たないときは、当該費用の額とする。

種別	対象者	回数	補助金の額
インフルエンザ H A ワクチン	予防接種を受ける日において生後 6 月以上13歳未満のこども	2 回	1 回につき 2, 500 円
	予防接種を受ける日において13歳から15歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にあるこども	1 回	2, 500 円
経鼻弱毒生インフル エンザワクチン	予防接種を受ける日において 2 歳から15歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にあるこども	1 回	5, 000 円

（補助金の交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、指定医療機関に予防接種を受けるこどもの個人番号カード、健康保険の資格確認書、受給者証兼医療依頼証（生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する場合に限る。）等を提示するとともに、岩国市こどもインフルエンザ予防接種費用補助金交付申請書兼委任状（様式第1号。以下「申請書」という。）（申請者の署名又は記名押印のあるもの）により、補助金の申請及び受領を指定医療機関に委任しなければならない。

2 前項の委任を受けた指定医療機関は、申請者のこどもに予防接種を実施した後、予防接種に係る費用の額から前条に規定する補助金の額を控除した額の支払を申請者から受けるとともに、実施した予防接種に使用したワクチン名、ロット番号及び接種年月日を記載した申請書を予防接種を実施した日の属する月の翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受け取ったときは、これを審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、指定医療機関に通知するものとし、適当でないと認めたときは、岩国市こどもインフルエンザ予防接種費用補助金不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

4 指定医療機関は、前項の通知を受けたときは、岩国市こどもインフルエンザ予防接種費用補助金請求書（様式第3号）により、補助金を請求するものとする。
（補助の取消し及び返還）

第7条 市長は、補助金を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金を受けたと認められるときは、当該補助金の交付の決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。
（特定防衛施設周辺整備調整交付金の活用等）

第8条 市長は、本補助事業を、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第9条第2項の規定による特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し実施するものとし、当該事業の実施に当たっては当該事業が交付金を活用して実施しているものであることを広く周知するものとする。
（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の岩国市こどもインフルエンザ予防接種費用補助金交付規則による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の岩国市こどもインフルエンザ予防接種費用補助金交付規則による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用

することができ

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に発行されている健康保険の被保険者証による本人確認については、当該被保険者証の有効期間が経過するまでの間（当該有効期間の末日が令和 7 年 12 月 2 日以後であるときは、同月 1 日までの間）、なお従前の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。